

平成 30 年 10 月 社会福祉士 A

介護シリーズ その 1 で介護保険利用の手続きの中で**介護度認定**が必要であると説明しましたが、今回はその**介護度の段階**について説明させていただきます。

介護度は、ケアプランの作成に必要で無くてはならない重要なものです。

[介護度の段階]

介護度の認定は、利用者の状態によって **7 段階**に分類されます。

この要支援度、要介護度によって利用できるサービスも異なります。

その基準は以下のとおりです。

- ・ **要支援 1**……生活機能の一部が若干低下。介護予防サービスの利用で改善が見込まれる。
- ・ **要支援 2**……生活機能の一部が低下。介護予防サービスの利用で改善が見込まれる。
- ・ **要介護 1**……日常生活のなかで歩行等の部分的な介護が必要
- ・ **要介護 2**……日常生活のなかで歩行・排泄・食事等の部分的な介護が必要
- ・ **要介護 3**……日常生活のなかでほぼ全面的な介護が必要
- ・ **要介護 4**……介護がないと日常生活が難しい
- ・ **要介護 5**……介護がないと日常生活ができない

基本的には現状に見合った介護度が設定されますが、中には現状と認定された介護度が合っていないと感じられるケースもあります。 **介護度が 1 変わるだけでも受けられるサービスや費用は大きく変わります。** 合っていないと感じた時には直ちに介護認定の受け直しを相談（ケアプラン作成者か地域包括支援センターに）して下さい。

要介護段階と認定されると在宅介護か施設介護かを考える必要がありますが、公的な施設で比較的費用が掛からない**特別養護老人ホーム**に入居できるのは、**要介護度 3 以上**です。

在宅介護か施設介護かは、介護される人・ご家族の気持ちや思い、家庭環境などが関係してきますのでご家族でよく相談される事が大切です。（公的には、在宅介護を推進されています） その上で、介護支援専門員（ケアマネ）とご相談下さい。

(在宅介護の場合の利用可能サービス・介護施設については、シリーズ 3・4 で説明させていただきます)